

# 国道沿いの排水溝の設置・管理の瑕疵を

## 原因として損害賠償の請求があつた事例

### — 福島国道四号排水溝不全家屋浸水事件 —

道路局道路交通管理課 岡崎 之彦

〔二審判決〕 平成一四年一二月一七日

福島地方裁判所 請求棄却（原告控訴）

〔控訴審判決〕 平成一五年七月二九日

仙台高等裁判所 請求棄却（確定）

#### はじめに

一般に道路の設置に伴う排水施設の設計施工にあつては、付近の地形、特に人家の位置、地質、気象、排水系の区分などを考慮した上、通常予想される危険を付近の人家に及ぼさない程度の施設を設けなければならず、これが不完全であつて道路が通常備うべき安全性に欠ける状態であれば、「瑕疵」があるとされる。今回の事例紹介は、平成一〇年八月に福島県を襲った豪雨により、阿武隈川の支流の堀川が氾濫し、その洪水により所有する建物が全壊した原告が、①被告国管轄の国道

沿いの排水溝の設置・管理の瑕疵を直接的な原因として、②被告国管轄の堀川の管理の瑕疵を間接的な原因として（国家賠償法二条一項）、被告国に対して、その損害の賠償を請求した事案を取り上げることとする。

#### 一 事案の概要

1 原告らの主な請求  
被告は、原告に対し、金六二〇万円を支払え。

2 争いのない事実等

(1) 平成一〇年八月二七日福島県を襲った豪雨

（以下「本件豪雨」という。）により、一級河

川阿武隈川に合流する手前で、その支流の一級河川・堀川が氾濫して洪水が発生した（以下「本件洪水」という。）。

(2) 当時、堀川の河口（阿武隈川との合流地点）に向かつて東側に近接する白河市には、

原告が共有し（持分二分の一）、かつ、居住する工場（ブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建）及びその付属建物である事務所（ブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建）（以下「本件建物」という。）が存在していた。

(3) 本件建物の東には、白河市公設地方卸売市場（以下「公設市場」という。）及びその駐車場が、その東には一般国道四号（以下「国道四号線」という。）が、それぞれ存在していたところ、公設市場の駐車場は、国道四号線より約二m低い位置にあった。

(4) 国道四号線の西側（堀川、公設市場側）に、同国道に沿って別紙図面の排水溝（以下「本件排水溝」という。）が存在するとこ

ろ、被告国がその管理権者である。別紙図面の本件排水溝は、国道四号線に沿った排水溝の一部と白河市の管理に係るものであるが、以下では、国道四号線に沿った排水溝の全部を「本件排水溝」というものとする。

- (5) 本件豪雨により、公設市場の駐車場に水が流れ、同市場及びその付近の建物が浸水した。
- (6) 本件豪雨により、本件建物が全壊した（以下「本件被害」という。）。

## 二 主な争点

### 1 争点及び当事者の主張

#### (1) 原告の主張

(1) 原告の本件被害は、直接的には本件豪雨により本件排水溝が詰まったため、公設市場の駐車場が、その建物の構造と相まってダム状態となり、それがすべて滝のごとく東側より西側に流れたため、本件建物を直撃したことによる。

(2) 本件排水溝が詰まった原因は、本件排水溝の出口部分の土管（以下「本件土管」という。）があまりに狭かったためである。すなわち本件排水溝のうち本件土管以外の部分の幅が約三m、高さが約四mもあるのに、本件土管の口径は六〇〇mmしかないため、本件豪雨による排水を円滑に通すには、あまりにも狭かつ

たのである。また、公設市場の駐車場は約一、三〇〇㎡もあるのに、その排水が全部本件排水溝に流れたため、これを支えきれなかったせいもある。

(3) また、本件排水溝には公設市場から出る箱等のゴミが絶えず放置しており、詰まる要素があった。

(4) 出口部分を本件土管ではなく、橋にしておけば本件被害はなかった。さらに、本件土管の先の流水路は直角に曲がり、その後阿武隈川に流入するような構造になっており、あたかも本件土管の先に蓋をしているようなものであつて、設計ミスである。

(5) 本件洪水発生の原因は、(ア)堀川の出口が、ほぼ直角に曲がっていたこと、(イ)上記直角のところの川幅が四二mで、すぐ上流の川幅六一mの箇所と比べて約三割も狭くなっていたこと、(ウ)上記直角部分を支える土手幅が約二mしかないこと等であるところ、(エ)本件被害直後の平成一〇年八月二七日から同月二九日までの三日間の緊急工事によって、その後の同月三〇日の三〇〇ミリの大雨災害を防いだことで分かるように、本件被害は工事によってその予防が可能であつたのであるから、被告国の堀川管理の瑕疵が本件被害の間接的原因である。

(6) 本件被害によって原告は、少なくとも、本件建物の工場（倉庫）部分につき金三九六万

六、九〇〇円、事務所（自宅）部分につき金三九六万六、四〇〇円、家具・家電製品・書籍につき金六〇万円の合計金八五万三、三〇〇円の損害を受けた。

(7) よつて、原告は、被告に対し、国家賠償請求権に基づき、上記損害の内金六二〇万円及び遅延損害金の支払を求める。

#### (2) 被告の主張

(1) 原告の主張(1)は否認する。本件洪水は、本件豪雨により堀川の流下能力をはるかに上回る流量が発生したことにより、堀川の堤防が溢水破堤したために発生したものであり、水は、破堤した箇所から堤内に流れ込み、周囲より地盤高が低い原告自宅付近を経て阿武隈川へ流れ込んだものである。本件排水溝の出口部分の本件土管（ヒューム管）が詰まったため、原告の本件建物が流出した旨の原告の主張は争う。

(2) 原告の主張(2)は否認する。本件排水溝は、国道路面の雨水を受ける施設であり、常時通水しているものではない。その施設規模として口径六〇〇mmのヒューム管の設置は妥当である。

(3) 原告の主張(3)は否認する。被告は、道路管

理上支障がないよう維持管理に努めていた。

(4) 原告の主張(4)は否認する。原告が主張するように本件土管を橋で施工したとしても、堀川から流入した洪水の流れを変えることはできないことは明らかであるので、原告の主張は失当である。また、本件土管の先の直角に曲がった部分以降は被控訴人が管理するものではない。

(5) 原告の主張(5)は否認する。同(5)(7)堀川の出口が、ほぼ直角に曲がっていたことについては、その流路は自然に屈曲していたものと推定され、形状には従来からほぼ変化がない。同(5)(4)上記直角のところの川幅が四二mで、すぐ上流の川幅六一mの箇所と比べて、約三割も狭くなっていたことについては、客観的な証拠はなく、その幅員にさほどの差異はなかった。同(5)(ウ)上記直角部分を支える土手幅が約二mしかないこと等は、知らないし争う。同(5)(E)被告国の堀川管理の瑕疵が本件被害の間接的原因であることについては、改修工事が行われたからといって、本件被害が防げたとは認めがたい。現に改修工事後の平成一〇年八月三〇日の増水により同破堤箇所まで再び破堤が生じている。

(6) よって、被告国が管理する本件排水溝の設置・管理及び堀川の管理に瑕疵はなく、原告

の請求は理由がない。

4 本件の主要な争点は、①被告国の本件排水溝の設置・管理に瑕疵があったかどうか、②仮に本件排水溝の設置・管理に瑕疵があったとして、これと本件被害との間に因果関係が認められるか、③被告国の堀川の管理に瑕疵があったかどうか、である。

### 三 主な争点に対する裁判所の判断

※ 福島地裁の判断を仙台高裁支持（以下に掲げる判断理由は、仙台高裁による訂正後のもの。）

#### 主 文

原告の請求を棄却する。

1 証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 平成一〇年八月二六日から三一日にかけて、福島県内に本件豪雨があり、その降雨量は、白河観測所で同月二六日及び二七日の二日間で四五三mm、水防白河観測所で同月二六日から三一日の間で七五三mmであった。この豪雨は、福島県中通り南部に大被害をもたらした。白河市では、同月二七日午前三時三〇分ごろ、堀川が、阿武隈川に合流する手前の屈曲点付近を中心に氾濫し、本件洪水が発生した。また、本件排水溝からも水があふれ出

した。

(2) 原告は、平成一〇年八月二七日午後三時過ぎごろ、自宅付近の高台にある昭和町自治会館に避難した。床上浸水以上の避難者は、会津町と五番町川原一体で数十人あった。同月三〇日にも災害が予想されたため、その前日から再び避難者が同会館に集まったが、避難者に新規の被害が出なかったため、全員帰宅した。

(3) 本件洪水に伴う増水により、本件建物が全壊したので、原告はその旨の罹災証明を受けた。

(4) 原告は、平成一一年、福島県と白河市を相手方として、損害賠償請求訴訟を提起した（以下「前件訴訟」という）。その根拠は、堀川の河川管理の瑕疵（国家賠償法二条）を理由として、同法三条にいう管理費用負担者である福島県に対してその損害の賠償を求め、他方、白河市にも堀川管理の責任があり、かつ、白河市の公設市場及びその周囲の排水溝の設置・管理にも瑕疵があったから、その設置・管理者としての責任もあるとして、白河市に対してその損害の賠償を求めるというものであった。

(5) 前件訴訟は、証拠調べの上、平成一二年一月二五日に弁論を終結した。その判決言渡し

は、平成一三年三月に予定されていたが、原告が裁判官に対する忌避申立てをし、その決定に対してさらに争うなどしたため、平成一四年一月二十九日まで延引した。

(6) 前件訴訟では、控訴人は、公設市場及びその周囲の排水溝を白河市が管理していると主張し、これに対して、白河市は、本件排水溝の一部は被控訴人が管理していると反論した。控訴人が本件排水溝の管理者が被控訴人であるとの認識を持つに至ったのがいつごろであるかは本件証拠上判断としないが、控訴人が前件訴訟の口頭弁論終結後の平成一三年一月一七日に白河市に対する訴えを取り下げたり（白河市がこれに同意しなかったためその効力は生じなかった）、同年一〇月九日付で白河市から被控訴人に被告を変更することを申し立てる旨の「訴訟相手一部変更申請書」なる書面を提出したことを考慮すれば、控訴人自らが主張するとおり、遅くとも平成一三年七月ころまでにはそのような認識を持つに至っていたものと認められる。

(7) 平成一四年一月二四日、原告は、前件訴訟取下げの意思表示をしたが、被告である福島県と白河市のいずれもこれに同意しなかった。前件訴訟は、平成一四年一月二十九日に請求をいずれも棄却する旨の判決が言い渡され

た。原告が控訴しなかったため、同判決は、同年二月一五日、確定した。

(8) 原告は平成一四年二月二六日、被告国に対して、本件訴訟を提起した。

## 2 以上の事実を前提に争点①について判断する。

(1) 本件排水溝は、前件訴訟においては「国道四号線沿いの部分」と表示され、被控訴人の管理に係ることは当事者間に争いが無いものとされた。

(2) 本件排水溝は、国道四号線の道路法一八条一項にいう道路の区域に含まれるところの「敷地の幅員及びその延長」（同法施行規則二条三号参照）の一部として被告国の設置・管理に係ることは争いのないところであるが、その設置の目的は、被告所論のとおり、道路に付随する設備として国道路面の雨水を受け取るためのものと認められる。その位置及び構造上、公設市場の駐車場からの排水が流れ込むこともあり得るところであるが、これも駐車場路面の雨水を受けることが予想されているにすぎないものと考えられる。

(3) もちろん本件排水溝が、上記のような排水溝に通常流れる流水の通水に関する安全性を有している必要があるが、本件においてこれを欠いていたことを認めるに足りる証拠はな

い。このことは、本件排水溝の流水経路が本件土管の先で直角に曲がった上で阿武隈川に至るようになっていたことを考慮しても同様である。

原告は、書証とする写真において発泡スチロール状の物体が本件土管の入り口に引っかかっていることを問題にしているが、同写真は、本件洪水時にこのような状態になっていたことを示すものではなく、また、この状態が直ちに通水に関する安全性を欠くことに直結するものともいえない。

また、本件土管を橋で施工することが必要であったともいえない。本件洪水後の平成一一年に改修工事が行われた際、本件土管もそれまでの口径六〇〇mmのものから口径九〇〇mmのものに取り替えたことが窺えるが、それ以前のものでが瑕疵があったことまで意味するものではないと解する。

(4) また、本件排水溝に付与された機能が上記のとおりのもにすぎない以上、これを超えて、その西側遠方にある堀川の堤防が破堤するという本件洪水のような事態を予定して、これによる流水の通水を円滑にすることまで、本件排水溝が通常有するべき安全性の範疇に含めることはできないのは当然である。

(5) よって、本件排水溝の設置・管理に瑕疵を

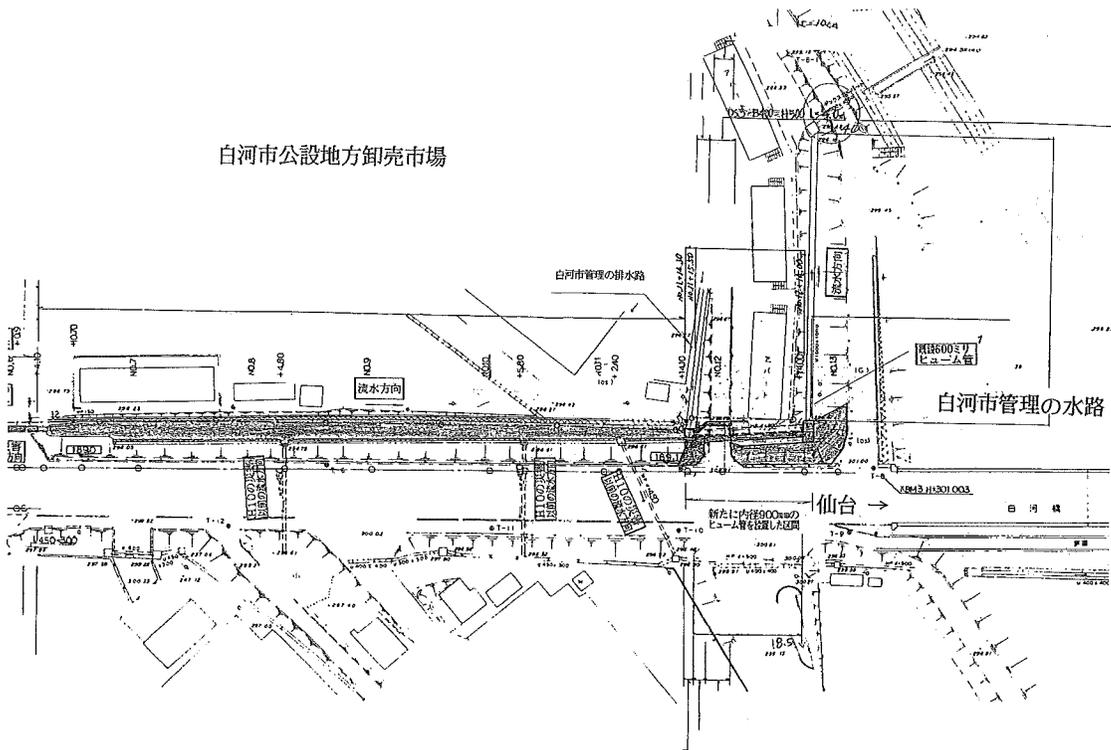
認めることはできない。したがって、設置・管理の瑕疵が認められない以上、これと本件被害との因果関係を論ずるまでもないから、争点②は検討の余地がない。

3 争点③について判断するに、本件訴訟において提出された証拠によっては、被告国による堀川の管理に瑕疵があったことを認めるに足りる証拠はない。なお、この点については前件訴訟において詳細な認定・判断を経ているところである。

4 そのほか、控訴人は、憲法二五条、一四条、二九条に違反する旨の主張をするが、いずれも設置・管理の瑕疵を何ら基礎づけるものではない。

5 以上によれば、原告の請求にはいずれも理由がないから、これを棄却する。

白河市公設地方卸売市場



平面図